

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年7月15日学長裁定)

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則（令和6年12月27日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年7月15日から施行する。</u> <u>別表（第3条関係）</u> 【改正理由】 経理事務に係る職務権限を見直すとともに、規定の整備を図るものである。	<u>別表（第3条関係）</u>

記号区分：◎権限者(決裁する者) ○承認する者 ☆起案する者

別表（第3条関係）

[illegible]

記号区分：◎権限者(決裁する者) ○承認する者 ☆起案する者

別表（第3条関係）

[illegible]

[illegible]

区分	業務種別		役員		病院長	事務局																										臨床検査・輸血部副部長	臨床検査・輸血部技師長	放射線部技師長	薬剤部副部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			学長	理事（財務）		事務局長	事務局長次長（総務・教務）	事務局長次長（施設）	総務課			人事課			会計課			研究・学術情報課			施設課			学生支援課			入試課			経営企画課						医療支援課			医事課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
									課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
契約	その他の契約	無償貸付(不動産)	◎	○		○	○													○	○	○	☆																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</

※1 旭川医科大学経理細則第8条に規定する所掌の予算単位による。

※2 医事課は病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料金に係る債権に限る。

※3 会計課の起案に限る。

※4 医事課の起案に限る。

※5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入金に限る。

※6 経営企画課以外の起案を対象とする。

※7 経営企画課の起案に限る。

※8 予定価格調書の作成者。

※9 会計課調達係及び経営企画課病院契約係に係る50万円未満の教育研究の契約に関する事務のうち，教員等による業者の選定及び発注に関するものを除く。

※10 経営企画課及び医事課以外の起案を対象とする。

※11 経営企画課及び医事課の起案に限る。

※12 契約金額250万円以上の場合。

※13 契約金額250万円未満の場合。

※14 検査職員を発令した場合は，発令された当該者が行う。